



中国の銀行業界における バーゼルⅢの導入状況：進展と傾向¹

巴 曙松*

要約

1. 中国では、中国銀行業監督管理委員会（以下、銀监会）が、2004年にバーゼルⅠを、2007年にバーゼルⅡを導入し、2011年4月には、「中国銀行業の新管理監督基準の実施に関する指導意見」を公表し、バーゼルⅡと並行してバーゼルⅢの導入に向けた準備を始めている。
2. バーゼルⅢの中国本土への適用に当たっては、銀监会は、資本規制・監督検証・市場規律という三つの柱の下、自己資本比率、レバレッジ比率、貸出引当率、流動性指標の運用基準や要件を定め、監督指標システムの拡充を図っている。
3. 同時に、バーゼルⅢの中国本土適用に対し、自己資本比率規制に関するリスクウェイトの調整や、四分類に基づく自己資本のレベル別規制措置といった独自の指標を定めている。
4. 一方、バーゼルⅢの中国本土適用については、①小規模銀行の資本追加の必要性、②銀行貸出の質の確保と貸出引倒率の調整、③高いレバレッジ比率の抑制能力の向上、④銀行の規模・経営内容に応じた流動性監督の調整・適用、⑤各規制指標間の規制効果の調整、といった課題があり、これらを解決していく必要がある。

I、はじめに

中国の銀行業界では2004年以降、バーゼルⅠに基づき、自己資本比率を8%以上に規制する監督体制が導入された。2007年、中国銀行業監督管理委員会（以下、銀监会）は新バーゼル合意の対象となる銀行にバーゼルⅡの段階的導入計画に着手するよう求め、2011年にはバーゼルⅢの対象となった銀行で資本算出の導入作業も始まった。

II、バーゼル規制と中国の銀行業界における監督管理

中国における現行の銀行監督管理制度は主にバーゼルⅠに基づいており、すでに自己資本比率を柱とする体系的な銀行監督システムが全面的に取り入れられている。一方、バーゼルⅡの導入

¹ 本稿は「中国の銀行業界におけるバーゼルⅢの導入状況：進展と傾向」を邦訳したものである。なお、翻訳にあたり原論文の主張を損なわない範囲で、一部を割愛したり抄訳としている場合がある。

* 巴曙松 國務院發展研究中心金融研究所 副所長

も着実に進みつつあり、バーゼル新資本規制の対象となる銀行はすでに申請と審査承認に向けた重要な段階を迎えている。すなわち、現在の中国ではバーゼルⅠ及びバーゼルⅡ規制を中国本土に適用する制度が導入されつつあり、今後のバーゼルⅡ及びバーゼルⅢの並行導入へ向けて基礎づくりが進んでいる。

1. バーゼル合意の中国本土への適用

1974年に設立されたバーゼル銀行監督委員会は、1983年の「銀行の海外拠点監督上の原則（バーゼル・コンコルダット）」、銀行の資本に関する最初の国際合意である1988年の「バーゼルⅠ」、1997年の「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則（バーゼル・コア・プリンシプル）」、2003年に内容が確定した「バーゼルⅡ」など、一連の重要な銀行監督管理原則を打ち出してきた。バーゼル合意の改善や補充、拡大に伴い、世界の金融市場における中心的な資本規制としての役割が確立され、リスクの数値化と管理を核とする、資本規制・監督検証・市場規律という三つの柱による国際的な金融監督制度の枠組みが構築されている。

こうした国際的な監督規制の導入を早期に実現するため、銀监会はバーゼル規制の導入推進に力を入れてきた。2004年2月には、「商業銀行自己資本比率管理弁法」（以下、「自己資本比率管理弁法」）を制定したが、これはバーゼルⅠを基に、自己資本比率を監督指標として中国の銀行業界に全面導入したもので、商業銀行の自己資本比率を8%以上、うち中核的自己資本（Tier1）の比率を4%以上と規定し、市場リスクと信用リスクの計算には標準的手法を採用した。さらに、バーゼルⅡの全体的な枠組みを参考に、「第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）」と「第3の柱（市場規律）」の内容も盛り込んでいる。ただし、バーゼルⅡと比べると「自己資本比率管理弁法」は「第2の柱」のうち信用リスクと市場リスクの評価状況を強調するのみで、過度に単純化されており、「第3の柱」については情報開示項目が少なすぎる上、単純かつ直接的であり、内部モデル方式（VaR）²に関する情報開示要件などは示されていない。

「自己資本比率管理弁法」はバーゼルⅡに比べて改善すべき点が多いものの、実施後5年間でほとんどの銀行で自己資本比率が大幅に改善され、最低基準である8%を上回っている。「自己資本比率管理弁法」は、バーゼルⅠを中国本土に適用したものと捉えられる一方、バーゼルⅡの中国本土への適用へ向けた端緒でもあり、中国の銀行監督水準を国際水準に押し上げるための重要な一步を象徴している。

2. バーゼルⅡの推進

商業銀行におけるバーゼルⅡ導入を促すため、銀监会は2007年以降、「中国銀行業の新管理監督基準の実施に関する指導意見」、「商業銀行の口座に関する信用リスク開示に際しての分類ガイドライン」、「商業銀行における信用リスク内部格付システムの管理ガイドライン」、「商業銀行における特定貸付債権の管理に関する資本算出ガイドライン」、「商業銀行における信用リスク緩和の管理に関する資本算出ガイドライン」、「商業銀行におけるオペレーショナル・リスク管理に関する資本算出ガイドライン」など、商業銀行が資本に関する新しい合意の内容を実施するためのガイドラインを相次いで発表しており、バーゼルⅡの3つの柱の内容はすべて網羅

² 「自己資本比率管理弁法」では標準的手法を採用したとあるが、その場合、そもそも内部モデル方式を使う必要がないものとも考えられる（訳者注）。

されている。資本算出において、商業銀行の信用リスクについては内部格付手法、市場リスクについては内部モデル方式を採り、オペレーショナル・リスクについては中国の商業銀行の実情に即した資本算出方法を採用するよう求めた。これらの要件は事実上、積極的なリスク管理の改善と、リスク把握能力のより高い資本算出方法の採用を商業銀行に奨励するものであり、これらの手引きはまさにバーゼルⅡを中国本土に適用したものとと言える。

現在、国有大型商業銀行と一部の株式制銀行は、バーゼルⅡの要件に基づく内部格付システムを構築している。2010年、予備評価作業が最終段階を迎え、「商業銀行が新しい資本合意の内容を実施するに当たっての申請及び審査承認のガイドライン」が公布され、新資本合意の対象銀行ではバーゼルⅡ導入に向けた申請・審査承認の重要な段階に入った。予備審査の結果や各行の2010年年次報告書によれば、新バーゼル合意で第一次対象に入った銀行のうち、多数が予定通り「3つの柱」の基本要件を満たす見通しである。うち「第1の柱」について、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクの数値化や管理を段階的に細分化することが、バーゼルⅡ導入に向けた当面の重点となる。「第2の柱」の部分の導入作業も相次いで始まっている。一方、「第3の柱」部分の準備は未着手である。このほか、バーゼルⅡの自主的導入を予定する銀行も、着実に準備を進めつつある。

バーゼルⅢは金融危機の総括を基に、バーゼルⅡの内容を受け継ぎ、改善したものであり、バーゼルⅡとⅢは合わせて一つの全体像をなすと捉えられる。このためバーゼルⅡを着実に推進し、銀行のリスク管理能力を強化することは、マクロ要素・ミクロ要素を慎重に連携させたバーゼルⅢの推進に向けた下地づくりを意味する。

Ⅲ、バーゼルⅢの実施と中国における新規制

バーゼルⅢはバーゼル合意の新たな成果であり、資本規制・監督検証・市場規律という3つの柱を受け継いでいる。中でも重点となるのが「第1の柱」に関する改善であり、資本規制を重視する一方、流動性リスクの重要性を信用リスクと同レベルに引き上げている。「第2の柱」と「第3の柱」についても若干の変更があり、慎重なマクロ・プルーデンス政策による管理監督を取り入れつつ、ミクロ・プルーデンス政策に基づく管理監督との連携を図っている。ただし、バーゼル資本規制の整備という視点からみれば、バーゼルⅢはバーゼルⅡを継承しつつ、金融危機の総括を踏まえて改良を加えたものである。このため、中国の銀行監督当局は、マクロ・プルーデンス政策とミクロ・プルーデンス政策を慎重に連携させつつ、資本規制・流動性規制の双方を重視し、資本の量的かつ質的な向上を図り、バーゼルⅡとバーゼルⅢの導入を同時に進めることを提案している。2011年4月には、「中国銀行業の新管理監督基準の実施に関する指導意見」（以下、「指導意見」）を公表し、自己資本比率、レバレッジ比率、貸倒引当率、流動性指標という四大指標を定め、資本バッファー、カウンターシクリカルな（景気変動抑制的）資本バッファーなどの自己資本比率指標及びレバレッジ比率、流動性カバレッジ比率、安定調達比率などの指標を導入した。さらに2011年8月には、銀监会が2008年から2010年にかけて公布した新資本合意にかかる一連の監督実施ガイドラインに続き、「商業銀行資本管理弁法（パブリックコメント用草稿）」（以下、「資本管理弁法」）を公表し、多数の指標と階層から構成される監督システムを打ち出した。新制度の実施は、中国がバーゼルⅢの導入段階を迎えたことの証左となるだろう。

1. 新四大規制項目

バーゼルⅢの発表を受け、銀監会も関連指標の運用基準や要件の案を提出し、中国銀行業界における監督指標システムの拡充を図っている。

1) 自己資本比率

「資本管理弁法」は、バーゼルⅢの資本分類の枠組みを参考としており、資本を「狭義の中核的自己資本（コア Tier1）」、「中核的自己資本」及び「総資本」に分類している。さらに、資本バッファの要件やシステム上重要な銀行に求められる資本上積みの概念も盛り込まれている。資本保全バッファ要件には、準備資本及びカウンターシクリカルな資本バッファが含まれる。また、資本の定義を厳密化し、狭義の中核的自己資本の控除項目を明確化するとともに、補完的自己資本（Tier2）の適格基準を引き上げている。

数量の面では、「資本管理方法」は国際基準よりやや高い規制を設定しており、「狭義の中核的自己資本」、「中核的自己資本」、「総資本」について、それぞれ 5%、6%、8%を下限としている。また、資本バッファは 2.5%、カウンターシクリカルな資本バッファは 0～2.5%、システム上重要な銀行の資本上乗せは 1%としている。移行期間を設けており、新資本規制は（質、量とも）2012 年初頭から実施される予定であり、うちシステム上重要な銀行は 2013 年末までの達成を、それ以外の銀行も 2016 年までの達成を求められる（図表 1）。新資本規制の達成期限も、バーゼルⅢの 2019 年より大きく前倒しされている。つまり、資本規制の基準だけでなく、実施に向けた移行期間のいずれも、バーゼルⅢより厳しい要件を設定している。

留意すべき点として、バーゼルⅢでは規制が強化されてはいるものの、使用するデータの基礎、リスクモデル、IT 基盤はバーゼルⅡを踏襲しており、変更点はウェイトの計算方法やモデルの詳細部分に留まっている。

2) レバレッジ比率

レバレッジ比率の導入は、今回の金融危機を受けたバーゼル資本規制の改正内容の目玉である。バーゼルⅢにおいて、レバレッジ比率はリスク中立と捉えられている。レバレッジ比率の計算に当たっては、すべてのオフバランス資産を一定の係数で換算しつつ、デリバティブも計上しなければならない。中国の金融制度改革でも、レバレッジ比率の指標を全面的に導入し、計算方法もバーゼルⅢの関連要件を踏襲する予定である。

図表 1 新四大ツール導入の概要 — 資本要件 —

資本	最低資本要件			資本バッファ	システム上重要な銀行の資本上積	第2の柱	達成時期
	狭義の中核的自己資本	中核的自己資本	総資本				
システム上重要な銀行	5%	6%	8%	資本バッファ2.5%、カウンターシクリカルな資本バッファ0～2.5%	1%	内部資本比率評価手順	2012年1月1日より実施、2013年末に達成。
システム上重要な銀行以外	5%	6%	8%	資本バッファ2.5%、カウンターシクリカルな資本バッファ0～2.5%	無し	監督評価	2012年1月1日より実施、2016年末に達成。

(出所) 筆者作成

レバレッジ比率は自己資本比率を有効に補完するため、マイクロ・プルーデンス政策に基づく管理監督の手段となり、銀行業の過大な規模の拡張を効果的に抑える働きが期待される。一方で、マクロ・プルーデンス政策に基づく管理監督のためのカウンターシクリカルなツールにもなり、銀行のシステミック・リスクに対する監督の有効性を高めることができる。中国のレバレッジ比率規制は4%と設定されており、バーゼル委員会の定めた3%より高い。同指標は2012年初頭から適用され、システム上重要な銀行は2013年末まで、それ以外の銀行でも遅くとも2016年までの達成が求められる。達成時期はバーゼルⅢの求めている2018年より早い(図表2)。

3) 貸出引当率

バーゼルⅢでは引当金に対する規制は盛り込まれていないが、バーゼル委員会はポスト金融危機時代を見据え、時間による状況の変化を考慮に入れた引当金規制の制定を重点に掲げており、カウンターシクリカルなマクロ・プルーデンス政策に基づく規制に向けた重要課題の一つとしている。

現在、中国国内で広く使用されている貸倒引当金、銀行のリスク対応力に関する監督指標として、貸倒引当金カバー率や貸倒引当金比率などがある。計算方法は以下の通り。

● 貸倒引当金カバー率=貸倒引当金/不良債権

● 貸倒引当金比率=貸倒引当金/正常先への貸出×1%+要注意先への貸出×2%+破綻懸念先への貸出×25%+実質破綻先への貸出×50%+破綻先への貸出×100%

現在、不良債権比率が次第に低下するとともに、債権五分類を基に算出される両指標は、すでに監督当局に重視されなくなっていることから、銀監会は新たにカウンターシクリカルな貸出金引当率の指標を示している。貸出金引当率の計算式では、分子が貸倒引当金、分母が各種貸出残高の合計となる。貸倒引当金カバー率とは異なり、貸出金引当率の分母は現行の不良債権から、各種貸出残高全体に拡大される。

図表2 新四大ツール導入の概要 — レバレッジ比率、貸倒引当率、流動性指標 —

項目	内容	水準	経過措置	現状
レバレッジ比率	中核的自己資本/調整後のオンバランス・オフバランス資産残高	4%	2012年初頭より実施。システム上重要な銀行は2013年末までに達成、システム上重要な銀行以外は2016年末までに達成。	大・中規模銀行は達成可能見込み、小規模銀行約3.5%の見込み。
貸倒引当率	貸出金引当率 貸倒引当金が貸出残高に占める比率)	3%	2012年初頭より実施開始。システム上重要な銀行は2013年末までに達成。システム上重要な銀行以外については、個別に経過措置を設け、前倒しの達成を奨励。収益能力が高く、貸倒引当金の追加計上が少ない銀行は2016年末までに達成、収益能力が低く、貸倒引当金の追加計上の多い銀行は2018年末までに達成)	1. 原則として二者のうち高い方を監督要件として採用。 2. 初歩的な試算では、現時点では要件はほぼ達成可能。 3. 状況の変化に応じて貸倒引当金を調整する制度を設置。
	貸倒引当金カバー率 貸倒引当金が不良債権に占める割合)	150%		
流動性指標	流動性カバレッジ比率 (LCR)	100%	2012年初頭より実行、2013年末までに達成。	全体としてはすでに達成。大手銀行の状況は小規模銀行より良好。
	安定調達比率 (SFR)	100%	2012年初頭より実行、2013年末までに達成。	

(出所) 筆者作成

銀監会は同時に、貸出金引当率や貸倒引当金カバー率を用い、銀行の貸出引当金の計上を規制している。規定の要件によれば、商業銀行の貸出金引当率についてはダイナミックプロビジョニングを実施し、原則として 2.5%以上を保つこととし、システム上重要な銀行以外については個別の特例措置を設けている。これと同時に、貸倒引当金カバー率を原則 150%以上とするもう一つの指標も設け、いずれか高い方の要件に従うとしている。システム上重要な銀行以外への特例措置とは、中小銀行においては、貸出構造が合理的で、不良債権比率が低く、リスク抑制システムが優れているなどの条件を満たせば、貸出金引当率の基準を 2.5%以下に設定できる措置である。規制値も固定不変ではなく、「第 2 の柱」に関する金融機関のリスク状況、マクロ・プルーデンス規制などに応じて柔軟な調整が適用され、貸倒額が引当金を上回った場合は、利益からの控除が認められる。銀監会はダイナミックプロビジョニングの正式導入について具体的なスケジュールを示しており、2012 年にはダイナミックプロビジョニングを正式に制度化し、システム上重要な銀行については 2013 年末までの達成、それ以外の銀行では遅くとも 2016 年末までの達成を目指す。ただし、一部銀行にはさらに 2 年程度の移行期間を設ける。

4) 流動性指標

金融危機を受けて、流動性規制の強化、世界共通の流動性指標の形成も、バーゼル委員会による改革の重点になった。これを受け、バーゼルⅢでは独立かつ相互補完的な規制指標（流動性カバレッジ比率（LCR）と安定調達比率（NSFR））が導入された。一方、中国では、すでに早い段階で十数個の指標からなる流動性規制システムを構築しており、国内銀行業界における流動性の安定的な確保に一定の役割を果たしてきた。ただし、業界の発展に見合わない部分もまだ存在する。流動性リスクの複雑さや弊害の深刻さに比べ、国内の流動性リスク規制はまだ単純であり、流動性管理システムや規制の全体的かつ有効な枠組みは未整備である。このため銀監会の「指導意見」では、バーゼルⅢの定義に合致した流動性カバレッジ比率や安定調達比率を導入している。両指標は、バーゼルⅢと同様に 100%が求められるが、銀監会は 2 年間の観察期間を設け、2012 年初頭から着手し、2013 年末までに全銀行で達成するよう求めている。一方、バーゼルⅢの移行期間の設定は非常に緩やかであり、流動性カバレッジ比率は 2015 年までに、安定調達比率は 2018 年までに達成すればよいとしている。

バーゼルⅢに基づく流動性カバレッジ比率・安定調達比率の導入に加え、銀監会はこれを補完するものとして、流動性比率、預貸率及びコア負債への依存度、流動性不足率、顧客集中度及びコール負債集中度など、多数の指標を導入し、全面的な流動性リスク管理や規制指標システムの整備を図っている。これは同時に、各銀行が状況に応じて多様な手法、通貨、期間で流動性リスクの内部管理のための指標システムを整えるよう促す狙いもある。

2. 「商業銀行資本管理弁法（パブリックコメント用草稿）」の独自性

中国のバーゼル規制導入の最新状況から、「管理弁法」は事実上、バーゼルⅢ導入にあたりレベル別目標を明確化しようとする方針が読み取れる。第一に、資本の量的、質的目標を最優先に位置づけ、銀行の資本の数量規制を高めると同時に、質の重要性も軽視せず、金融・経済ダメージを受けても、銀行が自力で対応できる能力を高めようとしている。第二に、資本とリスクの数値目標を引き続き強調し、資本を節約するインセンティブを持たせて、より高度な計算手法を資

本の数値化に導入することで、銀行の信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクといった数値の質を高め、これにより資本のリスク捕捉力を強化し、最終的に全面的なリスク管理を実現するという目標を達成しようとしている。「資本管理弁法」はこれら二つの目標を踏まえ、バーゼルⅢに独自性を加味した内容となっている。

1) 自己資本比率規制下のリスクウェイトの調整

バーゼルⅢの自己資本比率規制の調整では、分子の部分に重点が置かれている。一方、「資本管理弁法」はさらに中国の実情を踏まえ、加重計算法による資産リスク比重分配システムを調整している。主な調整部分は、①国内銀行債権のリスクウェイトを（20%から 25%へ）やや引き上げ、銀行がより安定的な預金への依存度を高めるよう促し、銀行内部におけるリスクの蓄積を防ぐ、②条件を満たす零細企業向け債権リスクウェイトを（100%から 75%へ）引き下げる、③個人向け債権のリスクウェイトを（100%から 75%へ）引き下げるほか、小売業界や零細企業向け融資のリスクウェイトも引き下げ、中小企業の資金繰りを助け、銀行資産の構造改善を促す、④住宅抵当貸付について、1戸目のリスクウェイトを 45%、2戸目を 60%として差を設け、自己資本比率に銀行の実質的リスクを反映させつつ、国の調整政策にも配慮する、⑤対外債権のリスクウェイトを、債務者の外部格付により設定する、⑥国際金融危機のダメージにより、海外の金融機関の経営状況が悪化し、資産のリスク係数を引き上げる必要が出たことを踏まえ、国内・海外の公共企業に対するリスクウェイトについての特別措置を廃止する、⑦商工業企業の株式リスクの表面化については、これまでの単純な資本からの控除ではなく、株式リスク表面化の性質に応じたリスクウェイトの配分を適用する——といった内容である。

一部の資産リスクウェイトが引き上げられたほか、「資本管理弁法」では資本からの控除項目が増え、オペレーショナル・リスクが計上されるようになったため、加重計算を採用している銀行では自己資本比率が下がることになる。しかし、これにはインセンティブとしての側面もあり、合理的な内部格付方法により安全性の高い資産のリスクウェイトが下がれば、銀行の資本が節約されるため、上述のデメリットは次第に問題にならなくなっていくだろう。

2) 四分類に基づくレベル別規制措置

「資本管理弁法」では商業銀行の分類基準及び分類方法が大きく修正された。銀行は自己資本比率によって四種類に大別され、それぞれ異なる監督方針が適用される。第一類に分類された銀行は、第 4 レベルまでの資本規制をすべて満たした銀行である。第二類は、第 3 レベルまでの資本規制（最低資本要件、準備資本及びカウンターシクリカルな資本バッファー要件、資本上積み要件）を満たすが、第 4 レベル（「第 2 の柱」の資本規制）のみ達成していない銀行である。第三類は、第 1 レベルの資本規制（最低資本要件）は満たすが、他の 3 つのレベル（準備資本及びカウンターシクリカル資本バッファー要件、資本上積み要件、「第 2 の柱」の資本規制）は達成していない銀行である。第四類は、最低資本要件に達しない銀行である。分類と同時に、自己資本比率の水準が下がるに従って監督を強化する措置が明確に示されている。

「資本管理弁法」の銀行分類は、バーゼルⅠからバーゼルⅡ、バーゼルⅢへの進展を反映したものである。実施後、銀行はまず最低資本要件を満たさなければ、重大な規則違反あるいは重大なリスクと見なされ、厳しい監督措置に直面することになる。次に、銀行が第一類入りを目指して努力しなければ、程度に応じた規制やペナルティを受けることになる。つまり、「資

本管理弁法」の考え方には、インセンティブと、自律・規制によるペナルティが融合している。また、銀行の分類や監督基準を明確にすることで、市場監督にも役立つ内容となっている。

Ⅳ、バーゼルⅢの中国での導入状況：展望と提案

上述の状況から、バーゼルⅡの導入過程におけるデータ基盤の蓄積や内部評価モデルの確立、人材育成とは矛盾せず、バーゼルⅢの導入は、バーゼルⅡ導入を土台に、自己資本比率の指標を細分化したり、新たな監督指標を取り入れたりしたものにはすぎないことがわかる。今回の金融危機後、中国におけるマクロ経済のファンダメンタルズの回復は力強く、バーゼルⅢの着実な導入に向けた良い外部環境が提供されている。金融危機による中国銀行業界の損失は比較的小さく、各経済指標は比較的安定しており、バーゼルⅢ導入に有利な前提条件が整っている。ただし、規制ツールの不備や銀行自身の問題は、バーゼルⅢの導入プロセスや導入効果に影響するであろう。これには、一部規制指標の合理性の判断に関する問題や、銀行の分類に応じた規制体系の整備に関する問題が含まれる。

1. 資本構造から見る自己資本比率

2011年6月末、中国の商業銀行の自己資本比率の加重平均は12.2%となり、うち中核的自己資本比率は9.9%に達した。中国の銀行業界の自己資本比率は概ね高く、大部分の銀行がほぼすでにバーゼルⅢが求める2019年の最終要件を満たしている。ただし、中国の商業銀行の資本構造は先進国とは異なる。中核的自己資本はほぼ全てが普通株式であり、資本の質は全体として高いものの、このことが狭義の中核的自己資本と中核的自己資本の同質化を招いている。よって普通株式は損失吸収能力が最も強いが、一方で、中核的自己資本に該当する資本の種類が少ないため、中核的自己資本を一時的に補う方法は、普通株式や内部留保に限られてしまう。「資本管理弁法」の規定では、商業銀行の中核的自己資本比率要件がシステム上重要な銀行で9.5%、それ以外で8.5%と設定されているため、一部銀行では中核的自己資本比率の要件を満たすことが困難になり、資本を増強する必要性が出てくる。

経過措置の面では、中国の資本規制がバーゼルⅢより厳しい上、要件達成までの期間もバーゼルⅢより前倒しで設定されている。移行期間の短縮により、中国の銀行には資金調達負担がかかる。バーゼルⅢにおける新たな資本の定義に基づけば、中国の商業銀行の資本は、控除項目の不備、一部の借入資本が不適格、株式投資・処理方法の厳密性の不足といった問題を抱えているため、新たな資本定義の導入により、実質的な自己資本規制の基準が引き上げられ、資本の充実に用いる資本の選択肢も狭まり、資本追加の必要が出てくる（図表3）。

このため、自己資本比率・経過措置の両視点から見れば、外部調達資金を資本の充実に用いることで資本金の負担を短期的に緩和できるものの、長期的には内部留保を通じた資本充実に資する

図表3 内部留保比率が中核的自己資本に占める割合

	工商銀行	中国銀行	建設銀行	交通銀行	シティグループ	JPモルガン チェース	ドイツ銀行	HSBCホールディングス
内部留保比率	31.8%	34.1%	42.6%	51.5%	99.6%	93.8%	72.2%	90.9%

（出所）筆者作成

みを確立することで、収益力、ひいてはリスク管理・コスト管理を強化する必要がある。高すぎる自己資本比率規制を設定して銀行リスクの抑制を急げば、銀行は長期計画の実行や、資本構造の改善、収益モデル転換のための時間を持たず、長期的かつ有効な、内部留保による資本補充の仕組み作りが難しくなる。また小規模の銀行は一般的に預金獲得能力が弱く、主にインターバンク市場からの資金調達に頼っているほか、普通株の発行による資金調達も大銀行より難しい。このため、新たな資本規制は、大手に比べ小規模銀行に一層大きな影響を与えるであろう。

2. 銀行の不良債権比率から見た貸出金引当率

貸出金引当率の導入は国内的にも必然性があり、貸付の五分類を土台とする銀行資産分類に改善の余地があるとする監督当局の考えを反映したものである。貸出金引当率の導入により、今後起こり得る事態に対する引当金を増やすことができる。また、貸出金引当率は貸出残高全体をベースにしているため、景気変動に対する抑制的性質が強い。経済が上昇基調にある時期は、貸出残高は多い一方で不良債権は少ないため、貸出金引当率を導入すれば、景気上昇時に引当金を多めに積むことができる。逆の場合も同様の利点がある。

中国の上場銀行では、銀行によって引当率には大きな差があり、不良債権比率の高い銀行は、貸出金引当率も新基準を満たしやすい。中国の上場銀行の 2011 年上半期データを例に挙げると、上場 16 行のうち、中国農業銀行の貸出金引当率が最高 3.64% となり、2.5% の基準を満たしていた。しかし、中国農業銀行は不良債権比率も 1.67% という高水準で、上場 16 行でも最も高かった。こうした角度から見れば、貸出金引当率は「劣るものがインセンティブを受け、優れたものがペナルティを受ける」状況を作り出す。こうした状況の背景には、不良債権比率、貸倒引当金カバー率、引当率の間の引当率=貸倒引当金カバー率×不良債権比率の関係があることが挙げられる。貸倒引当金カバー率は以前から中国銀行業界の監督指標に使用されているが、貸倒引当金カバー率がほぼ達成されている（150%）現在、不良債権比率と引当率の間には高い相関関係がある。つまり、引当率を導入すれば、銀行の高リスク業務を奨励することになり、ひいては不良債権比率が上昇する可能性がある。

実際の運用では、監督当局の引当率導入に合わせて、商業銀行では次の二つの対応策が考えられる。①貸倒引当金カバー率が確実に達成される場合、引当率の分母を圧縮する。つまり貸出規模を減らす。この場合、貸出への積極性が削がれ、経済活動に融資の下支えが必要な時期には、経済成長にも一定のダメージが及ぶ。②比較的多くの引当金計上を増やすか、あるいは不良債権の損失計上を遅らせる。特に、引当率達成の負担が大きな銀行にとっては、不良債権の計上を遅らせることは一時的措置として有効である。ただし、計上額が増えれば当期の収益が悪化する上、不良資産の損失計上が遅れると、含み損が銀行のバランスシート上に積み上がるため、銀行システムの累積リスク解消には役立たない。

以上のような各種の弊害を考えると、いかに銀行の貸出の質を確保しつつ、引当率を適正に改善していくかが課題となる。まず、導入初期には、銀行システムへのダメージを軽減する措置を講じることが考えられる。特に、貸出金引当率に伴う「劣るものがインセンティブを受け、優れたものがペナルティを受ける」という欠陥を解決する必要がある。貸出金引当率の実行を急げば資産構造が本来優良な銀行へのダメージが過大になるため、これを避けるために長めの移行期間を設けるべきである。同時に、引当金計上による当期収支へのダメージを和らげるため、課税所得からの控除措置の適用を積極的に考えるべきである。次に、個別事情に応じた貸出金引当率を

設定し、差別化の程度を貸出資産分類とリンクさせ、全銀行に対する画一的な調節措置を回避する。同時に、商業銀行による正確な資産分類を促す。商業銀行の資産構造の現状を踏まえれば、要注意先の貸出の一部を対象とする規制を導入するか、あるいは要注意先の分類を細分化し、その一部を規制対象に加えることによって、全体としてリスクをより反映したシステムを構築すべきである。

当然ながら、引当率の導入は、銀行資産の分類結果に対する監督当局の疑念を発端とするものである。資産分類は商業銀行内部の経営活動であり、業務フローでは、貸出部門の初歩的な分類を経て、リスク管理部門及び監査部門のチェックを経て、さらに取締役会や株主総会のチェックを受けることになっている。業務フローの各段階のマネジメントを強化し、資産分類の正確性を高めることで、引当率への依存度を抑えることも考えられるであろう。

3. 収益モデルから見たレバレッジ比率

レバレッジ比率はリスクに着目した自己資本比率を補完する手段であり、オフバランス業務の過度の拡張を防ぐことができるほか、モデル・数値化の不備によるリスクを防ぐことができる。しかし、中国の銀行業界における収益モデルの現状では、レバレッジ比率による監督のプロセスには様々な問題が潜んでいる。

実際のレバレッジ比率を見ると、中国の商業銀行は一般的に高めである（図表 4）。銀监会の「指導意見」に基づくレバレッジ比率計算の結果、中国の大手銀行 5 社の平均レバレッジ比率は 4.7% であり、いずれも 4% を超えている。中堅 5 社の平均レバレッジ比率は 3.9% で、4% 近くに達する。経過措置を設ければ、レバレッジ比率規制による銀行への影響は避けられるであろう。銀监会の発表した一部国内銀行のレバレッジ比率が同時期の外国銀行を大幅に上回っている主な原因は、中国の商業銀行では従来型の貸出・預金業務への依存が大きく、預金金利と貸出金利の利ざや収入が主な利益源になっているためである。短期的に見れば、レバレッジ比率規制による商業銀行への影響は限定的だが、長期的に見れば中国ならではの事情が大きな影響を与えると予想される。

中国の銀行業界の収益モデルは現在、主に大きな資本を必要とする貸出業務に依存しており、利ざや収入が収益の柱になっている。銀监会が 2010 年に発表したデータによれば、同年の銀行の利益のうち、82.5% が利ざや収入によるものである。中国の銀行業界にとって、事業モデルの転換が必須であり、オフバランス業務を開拓すればレバレッジ比率も自ずと低下するであろう。この角度からすれば、新たな業務を積極的に展開する一方、資本補充メカニズムの多様化を模索し、高いレバレッジ比率を抑制する能力を向上させる必要があるといえよう。

図表 4 銀监会が発表した一部銀行のレバレッジ比率及び国外との比較

		銀行数 (行)	レバレッジ比率 (%)
大手銀行	中国	5	4.7
	世界	76	1.9
中堅銀行	中国	5	3.9
	世界	79	4.1

(出所) 筆者作成

4. 銀行の資産構造から見る流動性監督の適合性

中国の現在の流動性監督制度において、預貸率は依然として重要な位置を占めている。しかし、銀行負債の多様化に伴い、銀行融資の原資は預金のみではなくなり、安定性に優れた、貸出期間の合致する他の負債を充てることも可能になった。銀行資産も多様化に向かいつつあり、貸出の他に証券化された資産も保有している。預金・貸出比率はもはや負債と資産構造を完全に反映したものではなくなり、ましてや銀行の流動性を反映することはできない。流動性規制という角度からみれば、預金・貸出間のバランスを取るだけでは不十分である。国外の銀行における経営・監督マネジメントでは、預貸率は重視されなくなっている。中国の流動性規制は、預貸率から、資産・負債全体のバランスを対象とするマネジメントに移行すべきである。

四大ツールとして導入されたバーゼルⅢの新指標（流動性カバレッジ比率及び安定調達比率）の計算方法は、主に金融機関の経営モデル、優良流動性資産の構成により決定される。それぞれ対応する換算要件により、保有する現金、安定的預金の比重が大きければ、流動性の評価も上がるため、両指標は銀行の流動性を測る上で有用である。大手銀行の保有する優良流動性資産は相対的に多いため、流動性カバレッジ比率の達成はさほど問題ないといえるであろう。一方、小規模銀行は、規模や経営モデルの制約があり、短期流動性比率が低く、優良流動性資産の補充が必要である。しかし、両指標の設計に当たっては、大口融資に依存する銀行の流動性をチェックすることに重点が置かれたため、中国の商業銀行の資金源が預金主体であり、大口融資への依存が小さいことを考えると、達成は概ね容易である。

ただし、関連指標を用いて中国の銀行業界を検証する場合、一部の処理規則は中国の商業銀行にとって不公平である。例えば、流動性カバレッジ比率の基準では、金融機関の発行する債券は優良流動性資産に含まれないが、中国の商業銀行は相当の割合で政策性金融債を保有している。暗黙の了解として、政策性金融機関の発行したこれら債券は政府財政の裏付けがあり、債務不履行の確率は小さいが、これらが優良資産から排除されれば、新規制下では流動性が大きく不足してしまう。流動性カバレッジ比率及び安定調達比率を満たしても、流動性の不足を埋める手段は二つに限られる。一つは外国債券の購入であり、もう一つは現金比率の向上である。この部分の現金は、金融システムには入っても、実体経済の流動性に割り当てることはできない。

さらには、バーゼルⅢにおける新指標の分析は、一般的な事業モデルに集中している。現在、中国の銀行業界の競争は激しさを増しつつあり、各銀行の打ち出す経営発展路線やバランスシート構造は多様化し、得意業務も異なってきた。リテール業務を得意とする銀行もあれば、大口融資、負債業務、資産運用といったオンバランス業務、あるいはオフバランス業務などを得意とする銀行もある。このため、銀行の流動性指標を設定する場合には、銀行業界の変化を踏まえ、すべての銀行に同じ監督指標を適用するのではなく、銀行の実情に応じた監督が必要になる。

5. 相乗効果からみる規制指標の併用

銀监会が規制要件を打ち出す場合、異なる政策による相乗効果を考える必要がある。導入準備が進められている自己資本比率、レバレッジ比率、流動性指標、貸倒引当率の四大ツールは、銀行の経営コストを増やす一方、銀行の収益力を下げることになる。相互に関係性のある指標として、自己資本比率の引き上げ、レバレッジ比率の引き下げ、流動性指標の向上を同時に求め、さらに貸出金引当率を導入して引当金積み増しを求めた場合、銀行の収益や利ざやを高水準で維持する必要が生じる。利ざやが低すぎれば、銀行は融資を絞ることになる。一方、国債への投資な

どの措置により資本規制や引当規制を引き下げれば、銀行資金の実体経済への流れが影響を受けかねない。

一方で、こうした多層的規制が似通った効果を生む可能性もある。例えば、自己資本比率とレバレッジ比率の導入は分かりやすい例である。監督当局にとって、同等の効果をもたらす規制は、監督の慎重化による銀行の負担増に過ぎないが、実際の影響はこれに留まらない。レバレッジ比率の4%規制の導入により、自己資本比率指標の効果、少なくとも中核的自己資本比率の効果は失われる。なぜなら、レバレッジ比率と中核的自己資本比率の分子は、同じ中核的自己資本であり、同質化の著しい中国の銀行業界では、オンバランス・オフバランス資産を分母とするレバレッジ比率と、加重リスク資産を分母とする自己資本比率には、固定的な比例関係が存在する。4%のレバレッジ比率は、ほぼ6%ないし8%の中核的自己資本比率に相当する数値である。このため、両指標のうち一つは存在意義がないことになる。さらに、引当金と資本の両要件を併用することで生じる過剰な監督はより深刻な問題である。

効果が類似することよりも重要な問題は、各指標間の相互矛盾により、銀行が同質化しかねないことである。その典型例は、自己資本比率とレバレッジ比率との関係である。リスクに基づく自己資本比率は、しばしば資本の節約やレバレッジの増加に利用される。ただし、リスク中立のレバレッジ比率は、内部モデル法による資本節約の方法を大きく制約するため、リスク管理や数値化技術が資本節約に過剰に乱用されることはなくなった。相互矛盾を起こしかねないもう一つの関係として、貸倒引当金カバー率と貸出金引当率が挙げられる。貸出金引当率は貸倒引当金カバー率と不良債権比率の積に等しいため、不良債権比率と貸倒引当金カバー率には負の相関性があることになり、不良債権比率の高い銀行ほど、引当金を多く計上する必要があるため、貸倒引当金カバー率は低くなる。このため、不良債権比率の影響で、貸倒引当金カバー率と貸出金引当率の間に相互矛盾が生じてしまう。二つの規制指標を同時に導入する場合には、こうした相互矛盾や、銀行の同質化の問題に特に留意する必要がある。

【参考文献】

1. 巴曙松、朱元倩ほか『バーゼル資本合意Ⅲ研究』中国金融出版社、2011年
2. 巴曙松、邢毓静、朱元倩ほか『金融危機中のバーゼル資本合意：挑戦と改進（試練と改良）』中国金融出版社、2010年

著者紹介

巴 曙松 (Ba Shusong)

国務院發展研究センター金融研究所 副所長

1999年中央財經大学博士号取得。中国銀行杭州市分行副行長、中国銀行香港有限公司リスク管理部總經理補、中国证券業協会發展戰略委员会主任などを歴任。2003年8月より現職。著書に『中国貨幣政策有効性の経済学分析』、『金融的江湖』などがある。

- ・国務院發展研究センター（DRC）は国務院直属事業単位で、総合的な政策研究に従事する政策決定の諮問機関である。マクロ経済政策、發展戰略と地域経済政策、産業経済と産業政策、農村経済、技術経済、対外経済関係、社会發展、市場流通、企業改革と發展、金融、国際経済などの分野で著名な経済学者、専門家及び研究者を多数有する。



Chinese Capital Markets Research